

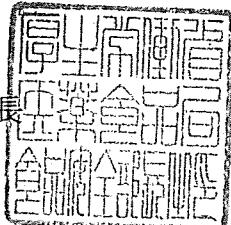


写

食安発0519第1号  
平成22年5月19日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第216号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願ひする。

#### 記

##### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬ブロフェジン、メソトリオン、イソチアニル、レピメクチン、シメコナゾール、ピラクロストロビン、フェントラザミド及びボスカリドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

##### 第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成22年11月19日から適用されること。

農薬等	食品
ブロフェジン	とうもろこし、その他のきく科野菜、その他のなす科野菜、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、あんず、いちご、

	ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、なつめやし、その他の果実、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブ
ピラクロストロビン	とうもろこし、キャベツ、芽キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、ねぎ、にんにく、なす、メロン類果実、未成熟えんどう、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ブルーベリー、ホップ、牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、羊の食用部分、馬の食用部分、山羊の食用部分及び乳
フェントラザミド	米
ボスカリド	もも

### 第3 運用上の注意

- 1 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3 ((10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-21,24-ジヒドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペントメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ペントコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル (Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート) 及び L.A4 ((10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ペントコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル (Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート) の和をいうこと。
- 2 今回基準値を設定するフェントラザミドは、フェントラザミドのみをいうこと。
- 3 今回基準値を設定するボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、代謝物B [2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチニアミド] 及び代謝物Bのグルクロロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいうこと。

#### 第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくメソトリオン、イソチアニル及びレピメクチンに係る登録並びにシメコナゾール、ピラクロストロビン及びボスカリドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別紙  
ブロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.5	0.5
小麦	○ 0.3	0.3
とうもろこし	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 13	10
その他のきく科野菜 <sup>2</sup>	● 3	5
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 <sup>3</sup>	● 0.5	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.5	1
しらうり	● 0.5	1
すいか	● 0.5	1
メロン類果実	● 0.5	1
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 <sup>4</sup>	● 0.5	1
オクラ	●	0.5
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類 <sup>5</sup>	●	0.5
その他の野菜 <sup>6</sup>	●	5
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	● 0.3	2
レモン	○ 2.5	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2.5	2
ライム	○ 2.5	2
その他のかんきつ類果実 <sup>7</sup>	○ 2.5	2
りんご	○ 2	0.5
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 4.0	2
マルメロ	○ 4.0	0.5
びわ	○ 4.0	1
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1.9	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.7	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 1.9	1
うめ	○ 1.9	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1.9	1

ブロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	●	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハツクルベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>8</sup>	●	1
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 1	0.5
バナナ	● 0.2	0.5
キウイ	● 0.5	1
パパイヤ	○ 0.9	0.5
アボカド	● 0.3	0.5
パインアップル	●	0.5
グアバ	● 0.3	0.5
マンゴー	○ 0.9	0.5
パッションフルーツ	○ 2	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>9</sup>	● 0.7	1
綿実	● 0.35	1
ぎんなん	●	0.1
くり	● 0.02	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	● 0.05	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 <sup>10</sup>	●	0.1
茶	○ 20	20
その他のスパイス <sup>11</sup>	○ 5	5
その他のハーブ <sup>12</sup>	● 3	5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05

ブロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 <sup>14</sup>	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.05
乳	○ 0.02	0.01
魚介類	○ 0.2	

メトリオン(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をい。)	○ 0.01	
どうもろこし	○ 0.01	0.01
その他の穀類 <sup>15</sup>	○ 0.01	
さとうきび	○ 0.01	
アスパラガス	○ 0.01	
オクラ	○ 0.01	
ラズベリー	○ 0.01	
ブラックベリー	○ 0.01	
ブルーベリー	○ 0.01	
クランベリー	○ 0.01	0.01
その他のベリー類果実 <sup>8</sup>	○ 0.01	
その他のオイルシード <sup>16</sup>	○ 0.01	
その他のハーブ <sup>12</sup>	○ 0.01	
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01
牛の食用部分 <sup>14</sup>	○	0.01

メソトリオൺ(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん <sup>17</sup> の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

イソチアニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 0.3	
はくさい	○ 0.05	
キャベツ	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.05	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	
トマト	○ 0.3	

レピメクチン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	○ 0.2	
みかん	○ 0.01	
なつみかんの果実全体	○ 0.1	
レモン	○ 0.1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	
グレープフルーツ	○ 0.1	
ライム	○ 0.1	
その他のかんきつ類果実 <sup>7</sup>	○ 0.1	
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	
西洋なし	○ 0.2	
いちご	○ 0.5	
ぶどう	○ 0.3	
茶	○ 0.3	
その他のスパイス <sup>11</sup>	○ 0.3	

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.1	0.1
トマト	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 <sup>7</sup>	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5

シメコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 1	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 0.2	0.2
かき	○ 0.2	0.2
茶	○ 10	10
その他のスパイス <sup>11</sup>	○ 0.3	0.3
魚介類	○ 0.02	0.02

ピラクロストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	0.02
大麦	○ 0.5	0.4
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	● 0.02	0.1
その他の穀類 <sup>15</sup>	○ 0.5	
大豆	○ 0.05	0.04
小豆類 <sup>18</sup>	○ 0.5	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らつかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類 <sup>19</sup>	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.04	0.04
かんしょ	○ 0.04	0.04
やまいも	○ 0.04	0.04
その他のいも類 <sup>20</sup>	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.5	0.4

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 20	16
かぶ類の根	○ 0.4	0.4
かぶ類の葉	○ 16	16
西洋わさび	○ 0.4	0.4
クレソン	○ 29	29
はくさい	○ 3	3
キャベツ	● 0.2	5
芽キャベツ	● 0.3	5
ケール	● 1	16
きょうな	○ 16	16
チングンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 0.1	5
ブロッコリー	● 0.1	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>21</sup>	○ 16	16
ごぼう	○ 0.4	0.4
サルシフィー	○ 0.4	0.4
チコリ	○ 29	29
エンダイブ	○ 29	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 2	29
その他のきく科野菜 <sup>22</sup>	○ 29	29
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.7	0.9
にんにく	● 0.05	0.9
その他のゆり科野菜 <sup>22</sup>	○ 0.9	0.9
にんじん	○ 0.5	0.4
ペースニップ	○ 0.4	0.4
パセリ	○ 29	29
セロリ	○ 29	29
その他のせり科野菜 <sup>23</sup>	○ 29	29
トマト	○ 0.3	0.3
ピーマン	○ 0.5	0.3
なす	● 0.5	1.4
その他のなす科野菜 <sup>3</sup>	○ 1.4	1.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	● 0.2	0.3
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 <sup>4</sup>	○ 0.5	0.5

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	○ 残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	○ 残留基準値 (改正前) ppm
しょウが	○ 0.04	0.04
未成熟えんどう	● 0.02	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜 <sup>6</sup>	○ 16	16
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	● 1	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 1	2
その他のかんきつ類果実 <sup>7</sup>	● 1	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1.5	1.5
西洋なし	○ 1.5	1.5
マルメロ	○ 1.5	1.5
びわ	○ 1.5	1.5
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 1	0.9
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	0.9
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	0.9
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.4
ラズベリー	○ 2	1.3
ブラックベリー	○ 1.3	1.3
ブルーベリー	● 1	1.3
ハツクルベリー	○ 1.3	1.3
その他ベリー類果実 <sup>8</sup>	○ 1.3	1.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	
バナナ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.05	
マンゴー	○ 0.05	
ひまわりの種子	○ 0.3	0.3
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.04	0.04

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のナツ類 <sup>10</sup>	○ 1	0.7
コーヒー豆	○ 0.3	
ホップ	● 15	23
その他のスパイス <sup>11</sup>	○ 29	29
その他のハーブ <sup>12</sup>	○ 29	29
牛の筋肉	○ 0.5	0.1
豚の筋肉	○ 0.5	0.1
羊の筋肉	○	0.1
馬の筋肉	○	0.1
山羊の筋肉	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の筋肉	○	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	○ 0.5	
牛の脂肪	○ 0.5	0.1
豚の脂肪	○ 0.5	0.1
羊の脂肪	○	0.1
馬の脂肪	○	0.1
山羊の脂肪	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の脂肪	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	
牛の肝臓	● 0.05	1.5
豚の肝臓	● 0.05	1.5
羊の肝臓	●	1.5
馬の肝臓	●	0.1
山羊の肝臓	●	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の肝臓	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.05	0.2
豚の腎臓	● 0.05	0.2
羊の腎臓	●	0.2
馬の腎臓	●	0.2
山羊の腎臓	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の腎臓	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分 <sup>14</sup>	● 0.05	0.2
豚の食用部分	● 0.05	0.2
羊の食用部分	●	0.2
馬の食用部分	●	0.2
山羊の食用部分	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の食用部分	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	● 0.03	0.1
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん <sup>17</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
干しふどう	○ 5	

フェントラザミド(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
魚介類	○ 0.03	

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	○ 3	
大豆	○ 2	0.1
小豆類 <sup>18</sup>	○ 2.5	2.5
えんどう	○ 2.5	2.5
そら豆	○ 2.5	2.5
らつかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類 <sup>19</sup>	○ 2.5	2.5
ばれいしょ	○ 0.05	0.05

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 <sup>20</sup>	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 10	10
西洋わさび	○ 0.7	0.7
はくさい	○ 3.0	3.0
キャベツ	○ 3.0	3.0
芽キャベツ	○ 3.0	3.0
ケール	○ 18	18
こまつな	○ 18	18
きょうな	○ 18	18
チングンサイ	○ 18	18
カリフラワー	○ 3.0	3.0
ブロッコリー	○ 3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜 <sup>21</sup>	○ 18	18
ごぼう	○ 0.7	0.7
サルシフィー	○ 0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	11
その他のきく科野菜 <sup>22</sup>	○ 2	0.7
たまねぎ	○ 3.0	3.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3.0	3.0
にんにく	○ 3.0	3.0
にら	○ 3.0	3.0
その他のゆり科野菜 <sup>22</sup>	○ 3.0	3.0
にんじん	○ 0.7	0.7
ペースニップ	○ 0.7	0.7
セロリ	○ 25	
その他のせり科野菜 <sup>23</sup>	○ 0.7	0.7
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 10	10
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>3</sup>	○ 15	1.2

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 1.6	1.6
しろり	○ 1.6	1.6
すいか	○ 1.6	1.6
メロン類果実	○ 1.6	1.6
まくわうり	○ 1.6	1.6
その他のうり科野菜 <sup>4</sup>	○ 1.6	1.6
たけのこ	○ 1.6	1.6
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 5	1.6
未成熟いんげん	○ 1.6	1.6
えだまめ	○ 2.0	2.0
その他の野菜 <sup>6</sup>	○ 1.6	1.6
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 <sup>7</sup>	○ 10	10
りんご	○ 3.0	3.0
日本なし	○ 3.0	3.0
西洋なし	○ 3.0	3.0
マルメロ	○ 3.0	3.0
びわ	○ 3.0	3.0
もも	● 0.2	1.7
ネクタリン	○ 3	1.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	1.7
すもも(ブルーーンを含む。)	○ 3	1.7
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 15	15
ラズベリー	○ 3.5	3.5
ブラックベリー	○ 3.5	3.5
ブルーベリー	○ 3.5	3.5
ハックルベリー	○ 3.5	3.5
その他のベリー類果実 <sup>8</sup>	○ 3.5	3.5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	
バナナ	○ 0.2	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の果実 <sup>9</sup>	○ 1.2	1.2
ひまわりの種子	○ 0.60	0.60
なたね	○ 3.5	3.5
ぎんなん	○ 0.05	
くり	○ 0.70	0.70
ペカン	○ 0.70	0.70
アーモンド	○ 0.70	0.70
くるみ	○ 0.70	0.70
その他のナッツ類 <sup>10</sup>	○ 1	0.70
コーヒー豆	○ 0.05	
ホップ	○ 35	35
みかんの果皮	○ 40	
その他のスペイス <sup>11</sup> (みかんの果皮を除く。)	○ 2.5	
その他のスペイス	○ 40	
スペアミント	○ 30	
ペパーミント	○ 30	
その他のハーブ <sup>12</sup> (スペアミント及びペパーミントを除く。)	○ 18	
その他のハーブ	○ 30	
牛の筋肉	○ 0.10	0.10
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.10	0.10
馬の筋肉	○ 0.10	0.10
山羊の筋肉	○ 0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.30	0.30
豚の脂肪	○ 0.10	0.10
羊の脂肪	○ 0.30	0.30
馬の脂肪	○ 0.30	0.30
山羊の脂肪	○ 0.30	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.35	0.35
豚の肝臓	○ 0.10	0.10
羊の肝臓	○ 0.35	0.35
馬の肝臓	○ 0.35	0.35
山羊の肝臓	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.35	0.35
豚の腎臓	○ 0.10	0.10
羊の腎臓	○ 0.35	0.35
馬の腎臓	○ 0.35	0.35

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
山羊の腎臓	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 <sup>14</sup>	○ 0.35	0.35
豚の食用部分	○ 0.10	0.10
羊の食用部分	○ 0.35	0.35
馬の食用部分	○ 0.35	0.35
山羊の食用部分	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.10	0.10
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.10	0.10
鶏の腎臓	○ 0.10	0.10
鶏の食用部分	○ 0.10	0.10
鶏の卵	○ 0.02	0.02
らつかせい油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.15	0.15
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 5.0	5.0
干しうどう	○ 10	8.5

## 脚注

1. ○：平成22年5月19日施行

●：平成22年11月19日施行

・残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

・今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3 ((10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジヒドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペントメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1<sup>4,8</sup>.0<sup>20,24</sup>]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル (Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート) 及びL.A4 ((10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1<sup>4,8</sup>.0<sup>20,24</sup>]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル (Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート) の和を

・今回残留基準値を設定するフェントラザミドとは、フェントラザミドのみをいう。

・今回残留基準を設定するボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、代謝物B [2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシビフェニル-2-イル)ニコチンアミド] 及び代謝物Bのグルクロロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものとし、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいう。

2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

5. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
15. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
18. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
19. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスペイス以外のものをいう。
20. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
21. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
22. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
23. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

#### 参考

- ・ピラクロストロビンの羊、馬、山羊、その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の残留基準値については、改正後はその他の陸棲哺乳類に属する動物として残留基準値としてまとめられる。
- ・ボスカリドのみかんの果皮、その他のスペイス（みかんの果皮を除く。）の残留基準値については、その他のスペイスとして1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・ボスカリドのスペアミント、ペパーミント、その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）の残留基準値については、その他のハーブとして1つの残留基準値としてまとめられる。